

機微情報用監視カメラの設置

仕様書

1. 件名

機微情報用監視カメラの設置

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）人形峠環境技術センターにおいて、機微情報が保管されている建屋への不正侵入等を監視するための監視カメラを設置するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本作業に関し、受注者は取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画を立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

原子力機構 人形峠環境技術センター

- (1) 総合管理棟
- (2) ウラン濃縮原型プラント
- (3) 濃縮工学施設
- (4) 製錬転換施設
- (5) 開発試験棟
- (6) 正門警備所

4. 納期

令和7年11月28日

※作業は契約締結後、原子力機構担当者と協議の上で決定する。

5. 作業内容

3項の(1)～(5)への監視カメラの設置、(6)への監視装置を設置する。

5. 1 作業範囲及び項目

- (1) 監視カメラの設置
- (2) 監視装置の設置
- (3) 動作試験（監視カメラ及び監視装置）
- (4) 提出書類の作成

※設置に関しては別添1の「設置イメージ図」を参照

5. 2 作業内容及び方法等

(1) 監視カメラの設置

以下の場所へ監視カメラ等を設置する（設置場所については別添2～7参照）。

① 総合管理棟

内部カメラ（3台）、外部カメラ（1台）、PoEスマートスイッチ（3台）、パレットカメラ用ジャンクションボックス（1台）

② ウラン濃縮原型プラント

内部カメラ（1台）、PoEスマートスイッチ（1台）

③ 濃縮工学施設

内部カメラ（1台）、PoEスマートスイッチ（1台）

④ 製錬転換施設

内部カメラ（1台）、PoEスマートスイッチ（1台）

⑤ 開発試験棟

内部カメラ（3台）、PoEスマートスイッチ（3台）

※監視カメラについては、機構から支給する（支給品は7項参照）。

※監視カメラの動力は、PoEスマートスイッチにより供給

※監視カメラ等を設置するための止め具は受注者で準備すること。

※配線で使用するLANケーブル（0.5mm×4P）及び配管は受注者で準備すること。

（2）監視装置の設置

正門警備所へ監視装置を設置する。（設置場所については別添8参照）

① 監視用パソコンの設置

パソコン（1台）、AIレコーダ（1台）、増設HDD（1台）、

監視ディスプレイ21.5型（1台）

② 監視用ディスプレイの設置

監視ディスプレイ42型（1台）

③ 監視装置のセットアップ及び監視カメラとの接続

※監視用パソコン及び附属品、監視用ディスプレイについては、機構から支給する（支給品は7項参照）。

※動力は、正門警備所内の壁コンセントから供給

※監視用ディスプレイ42型については、壁に設置するため壁掛け用の器具は受注者で準備すること。

（3）動作試験（監視カメラ及び監視装置）

① 監視カメラが、監視装置で監視できること。

② 監視装置において、各監視カメラが操作できること。

③ 監視用ディスプレイに、監視映像が映し出せること。

6. 試験・検査

（1）動作試験

5. 2項の（3）の試験を行い、正常に機能することを確認する。

7. 支給物品及び貸与品

7. 1 支給品

（1）品名

①監視カメラ

内部カメラ：NW 4M IRドームカメラ（ND-7082R/TE） 計9台

外部カメラ：NW 4M IRバレットカメラ（QN0-7082R/TE） 計1台

附属品

・パレットカメラ用ジャンクションボックス（TB-VBJ130-JB） 計1台

・レイヤー2Giga PoEスマートスイッチ（BS-GS2008P） 計9台

②監視装置

パソコン：SmartViewer用管理PC（TPC-W11i7-16G-SV-S2） 計1台

監視ディスプレイ：21.5型ワイド液晶ディスプレイ 計1台

42型ワイド液晶ディスプレイ 計1台

附属品：NW 16ch 32M PoE＋ファンレス 4TB AIレコーダ（XRN-1620S/TE）

計1台

増設HDD（4TB）（ZHDD4TB） 計1台

③電気、水、その他必要な物品については別途打合せにより支給する。

- (2) 支給場所
各作業場所において支給
- (3) 支給時期
作業当日

7. 2 貸与品
なし

8. 提出書類

- | | | |
|--------------------|-----------|------|
| (1) 作業工程表 | 作業開始14日前 | 1 部 |
| (2) 作業要領書 | 作業開始14日前 | 1 部 |
| (3) 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 1 部 |
| ※図面、作業写真を含む。 | | |
| (4) 委任又は下請届（機構様式） | 作業開始14日前 | 1 部 |
| (5) 安全組織・体制図（機構様式） | 作業開始14日前 | 1 部 |
| (6) 作業員名簿 | 作業開始14日前 | 1 部 |
| (7) 一般安全チェックシート | 作業開始前14日前 | 1 部 |
| (8) リスクアセスメントシート | 作業開始前14日前 | 1 部 |
| (9) KY実施記録 | 作業当日 | 1 部 |
| (10) 作業日報 | 作業当日 | 1 部 |
| (11) その他必要な書類 | その都度 | 必要部数 |

(提出場所)
原子力機構人形峠環境技術センター
保安管理課

9. 検収条件

「6. 試験・検査」の合格、「8. 提出書類」の完納並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 人形峠環境技術センター規則
- (3) センター共通安全作業基準

11. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全に配慮し業務を遂行できる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がそ

の原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。

- (4) 本作業にあたっては、工程表を原子力機構に提出し確認を得た後、作業を実施すること。
- (5) 本作業にあたり受注者が下請人及び外注する場合は、本仕様書に基づき品質に関する要求事項を下請人及び外注先に対して周知、徹底させること。
- (6) 本作業に伴い必要な消耗品は「8. 1 支給品」に記載のあるものを除き、全て受注者において準備すること。
- (7) 作業にあたり部品、機器等の取り外しが必要な場合、取り外し作業は受注者にて行い、取り外した部品は受注者の責任において作業前の状態に復旧すること。
- (8) 受注者は、作業で使用する電動機械器具の外観点検、電源コードの被覆の外観点検を行い、異常の有無を確認すること。異常が認められた場合、当該機器は使用しないこと。
- (9) 感電事故防止のため、電動工具使用時は漏電遮断器付きコンセントを使用すること。
- (10) 受注者が原子力機構所有の設備、備品に損傷を与え、もしくは紛失、不具合、事故を発生させた場合は、受注者の責任において完全に修復すること。
- (11) 作業場所の整理整頓に努めること。
- (12) 現場責任者及び分任責任者となる者については、原子力機構が実施する「作業責任者認定制度」（有効期限3年間）に基づく認定教育を受講し、認定されたものを行うこと。なお、教育を受講していない場合は事前に教育を受講し、認定手続きを行ってから作業を行うこと。
- (13) 「作業責任者認定制度」の教育を受講し、認定されているが、作業着手日からさかのぼって1年を超えて原子力機構で作業を実施していない場合は、原子力機構が実施する追教育（1時間）を受講してから作業に着手すること。
- (14) 原子力機構と作業調整する必要がある場合は、計画立案時に原子力機構と打ち合わせを行い、設備の運転に支障が無いように作業を計画すること。
- (15) 産業廃棄物は構内スクラップ置場に運搬する。

1 2. 検査員及び監督員

検査員 (1) 一般検査 管財担当課長
(2) 技術検査 保安管理課長
監督員 保安管理課員

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 4. 保証事項

- (1) 検収の日より1年以内に受注者の責に帰すべき作業又は調整の不備に基づく欠陥、もしくは異常が発生した場合は、無償にて速やかに補修すること。
- (2) 受注者が本仕様書に記載された事項または、監督員の指示に違反した場合は、受注者の負担で指示通りにやり直しを行うこと。
- (3) 受注者が故意または、重大な過失により原子力機構所有の設備・備品に損傷、若

しくは紛失・不具合を発生させた場合は、受注者の責任において修復すること。

1 5. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うこと。

1 6. 作業時間

作業時間は原則として、「平日 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0」とする。ただし、残業又は休日作業等が必要となった場合は、事前に監督員に実施理由を説明し、承諾を得ること。

1 7. 不適合管理

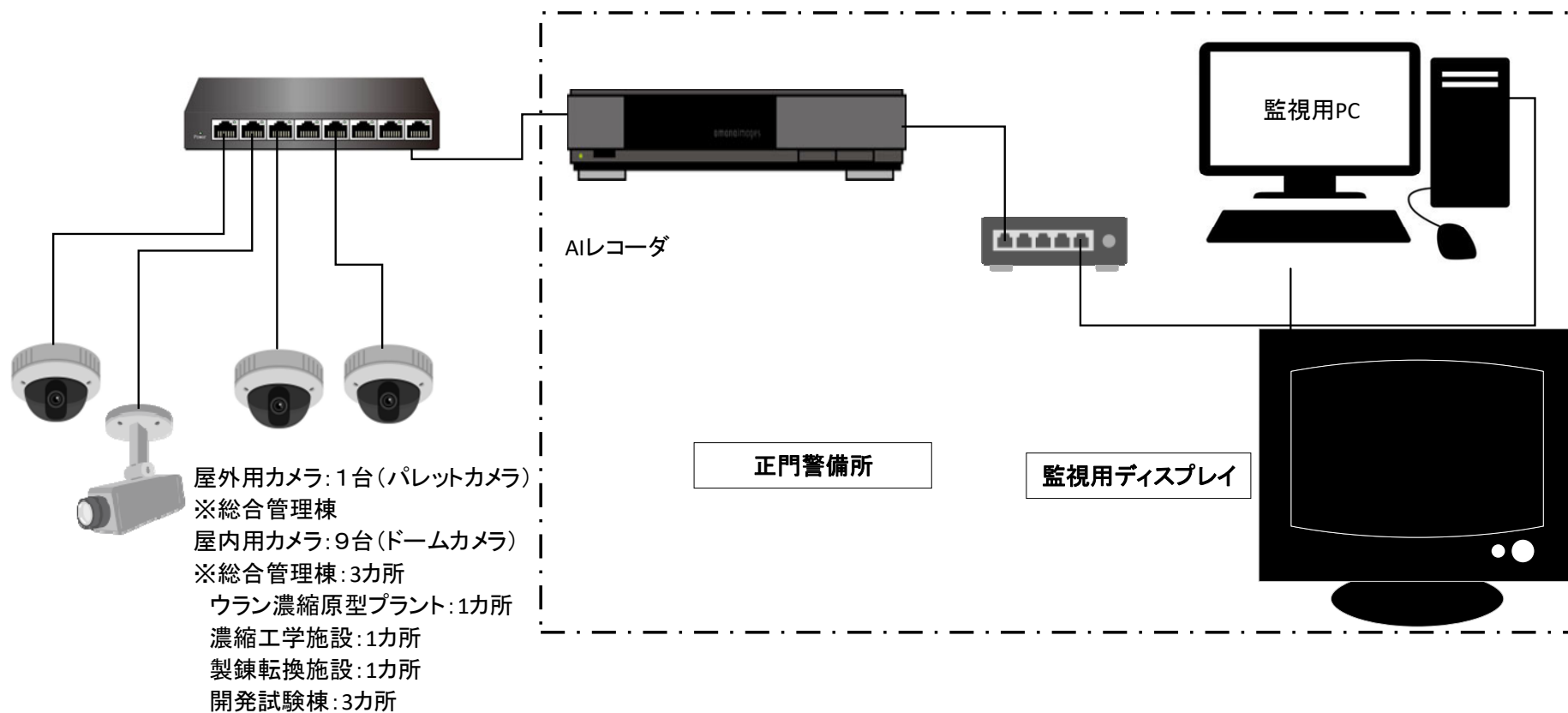
本作業は原子力機構が定める調達製品等の不適合管理を適用するため、受注者は以下の事項を遵守するとともに、関連する書類等の提出を行うこと。

- (1) 本作業に係る不適合管理の適用範囲は、文書・記録・材料・機器・据付・検査・試験とする。
- (2) 不適合が発生した場合、受注者は原子力機構が定める不適合並びに是正及び未然防止処置要領書に従い、処置、報告等を行うこと。

1 8. 安全管理

- (1) 作業現場の安全衛生管理は、受注者の責任において充分注意し事故防止に努めること。
- (2) 受注者は、本作業にあたり「労働安全衛生法」その他関連法規及び機構の定めた諸規則並びに監督員の指示事項を受注者の作業員に周知徹底させ、安全衛生の確保に万全を期すこと。なお、安全管理上生じた損害はすべて受注者の負担とする。
- (3) 火気使用許可、作業用電源の使用箇所等については、全て監督員の指示に従うこと。

以上



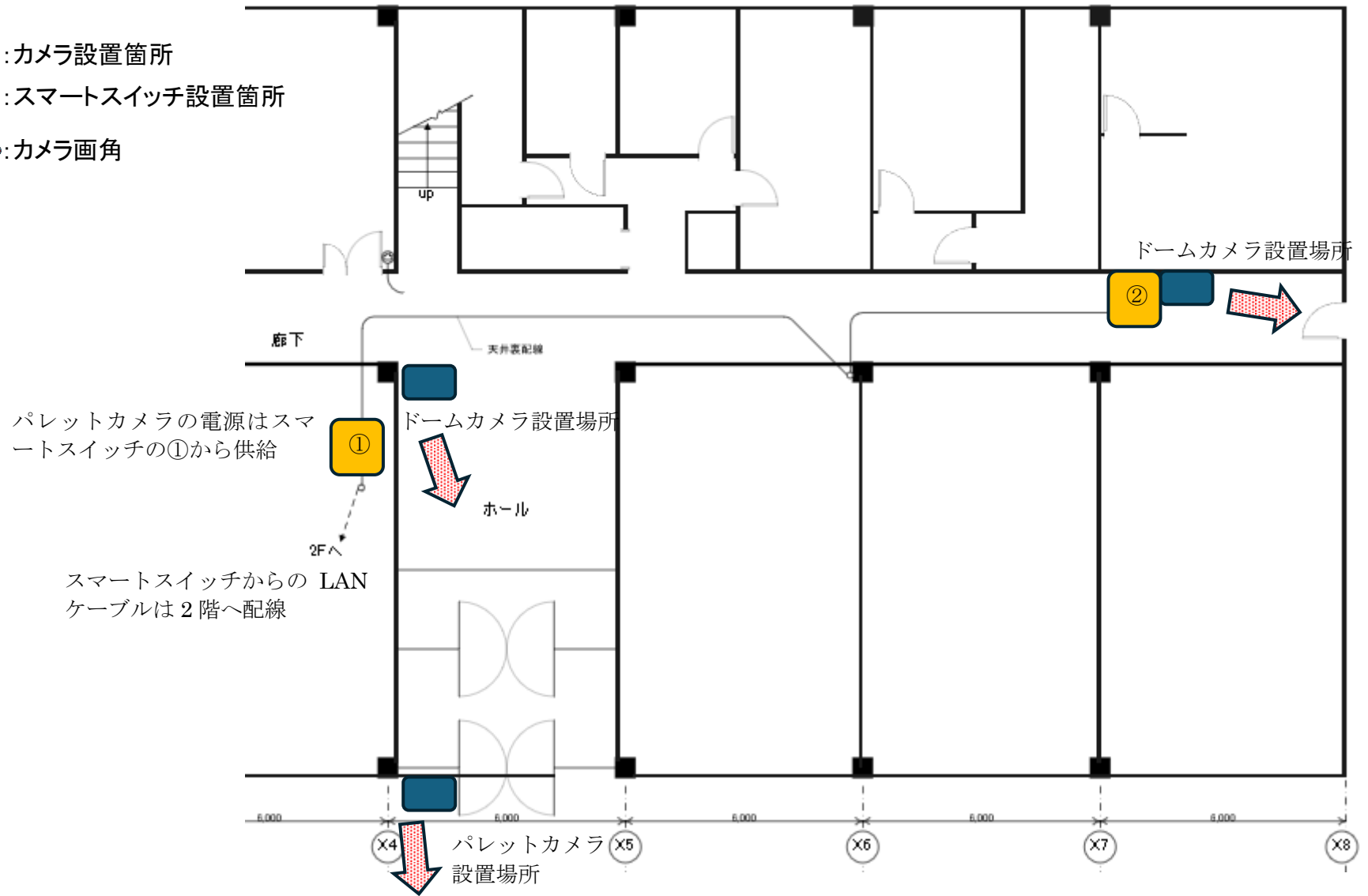
設置イメージ図

凡例

■ : カメラ設置箇所

■ : スマートスイッチ設置箇所

➡ : カメラ画角



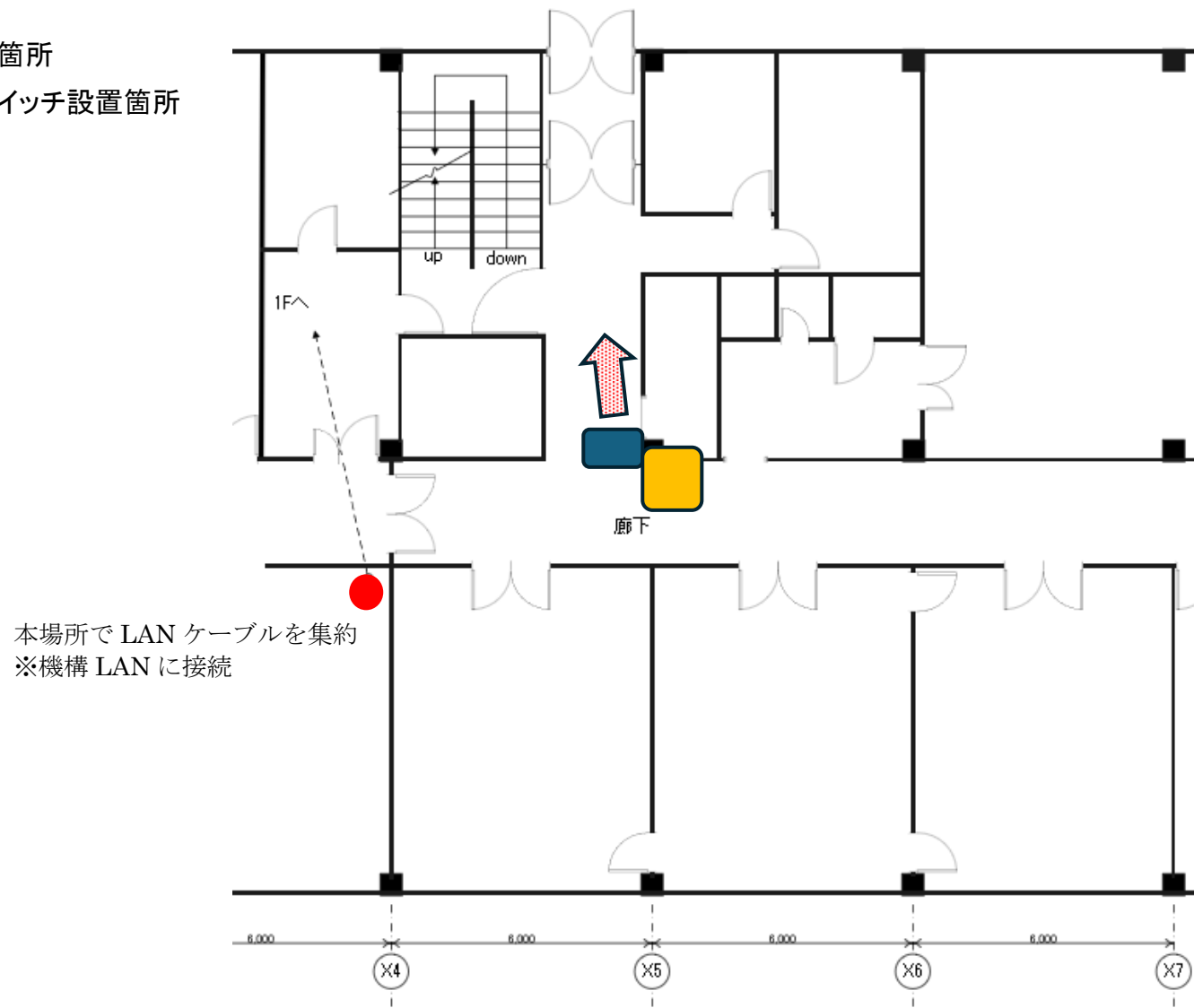
総合管理棟 1 階 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

➡ :カメラ画角



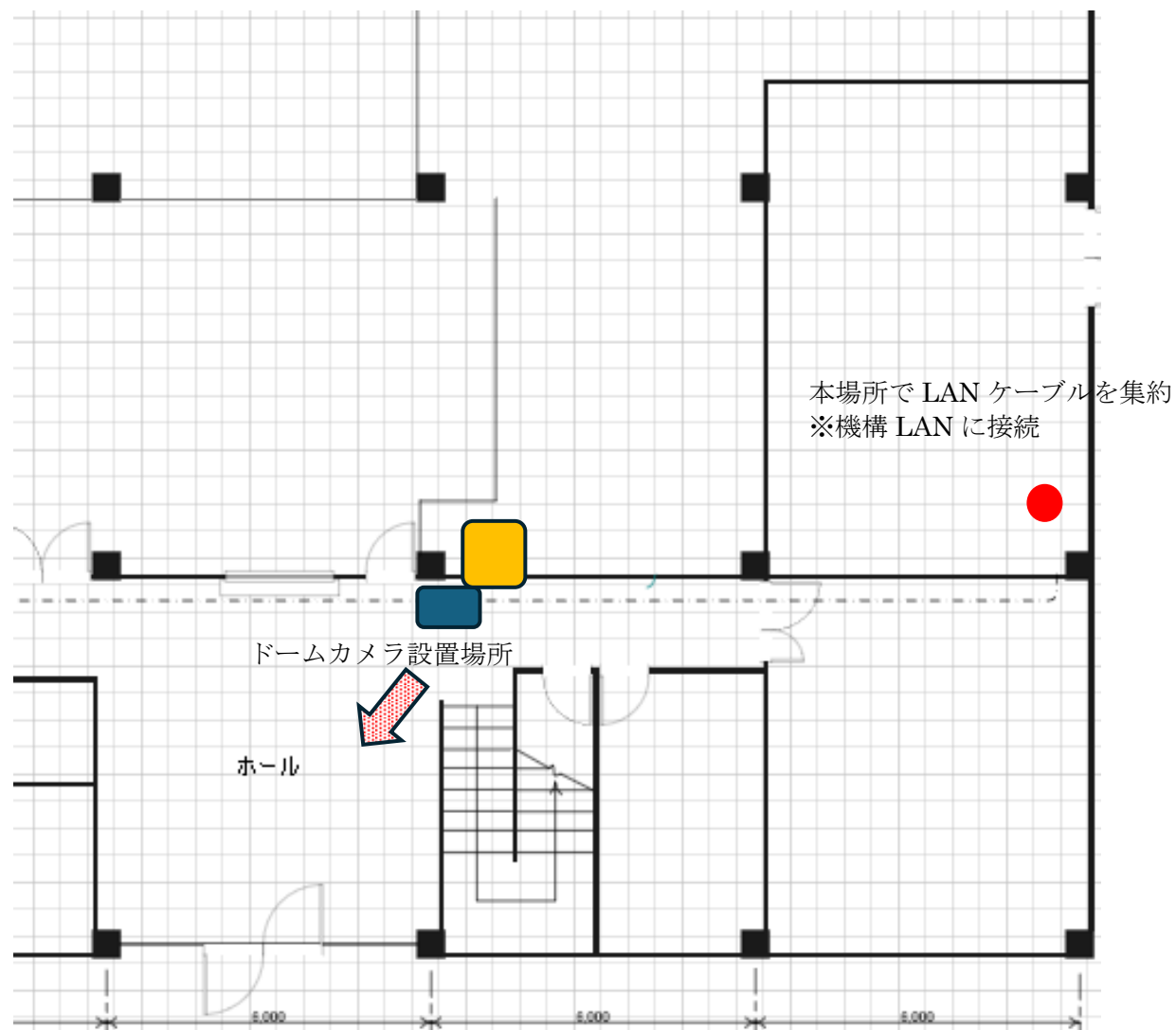
総合管理棟 2 階 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

➡ :カメラ画角



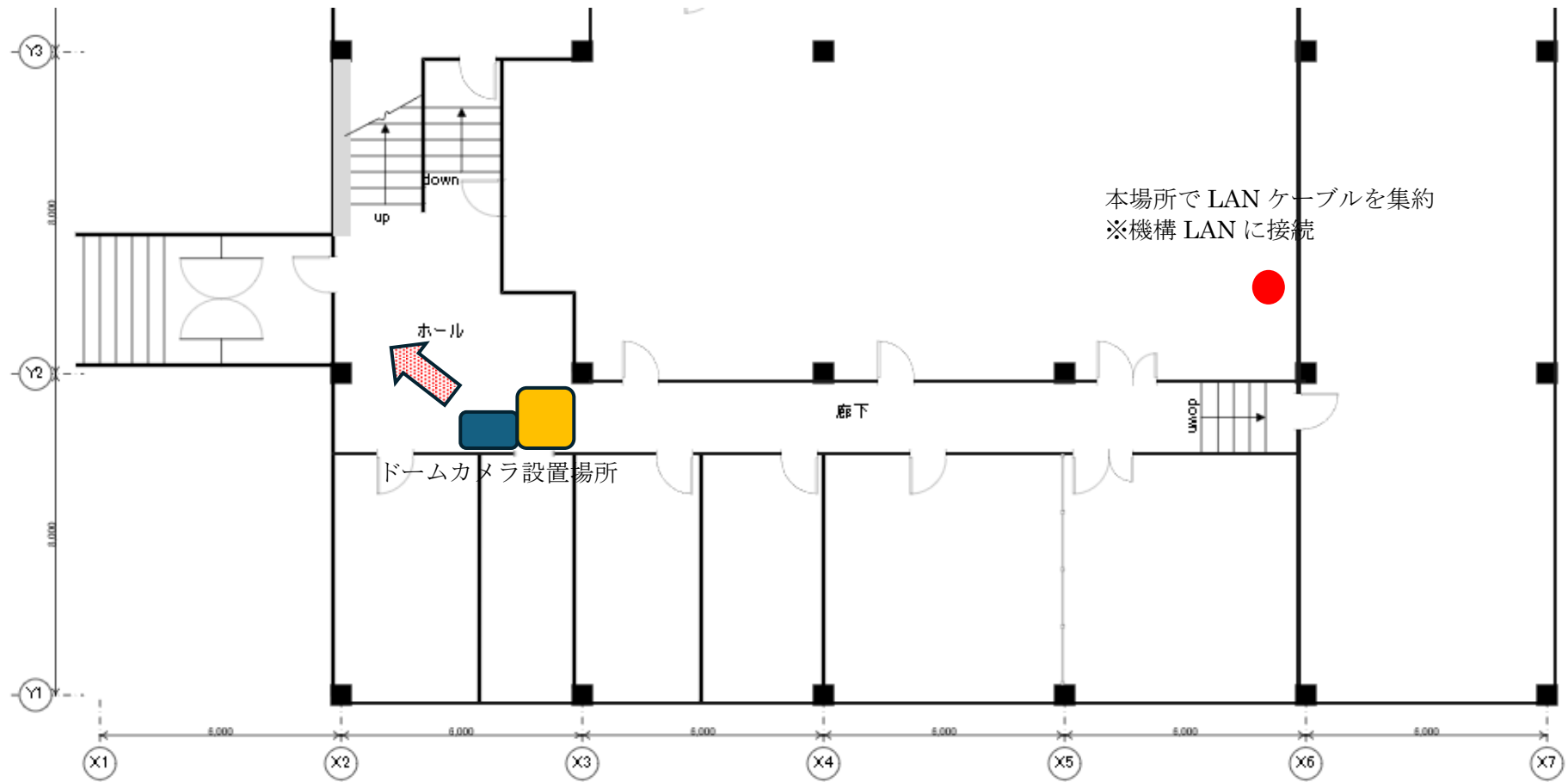
ウラン濃縮原型プラント 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

➡ :カメラ画角



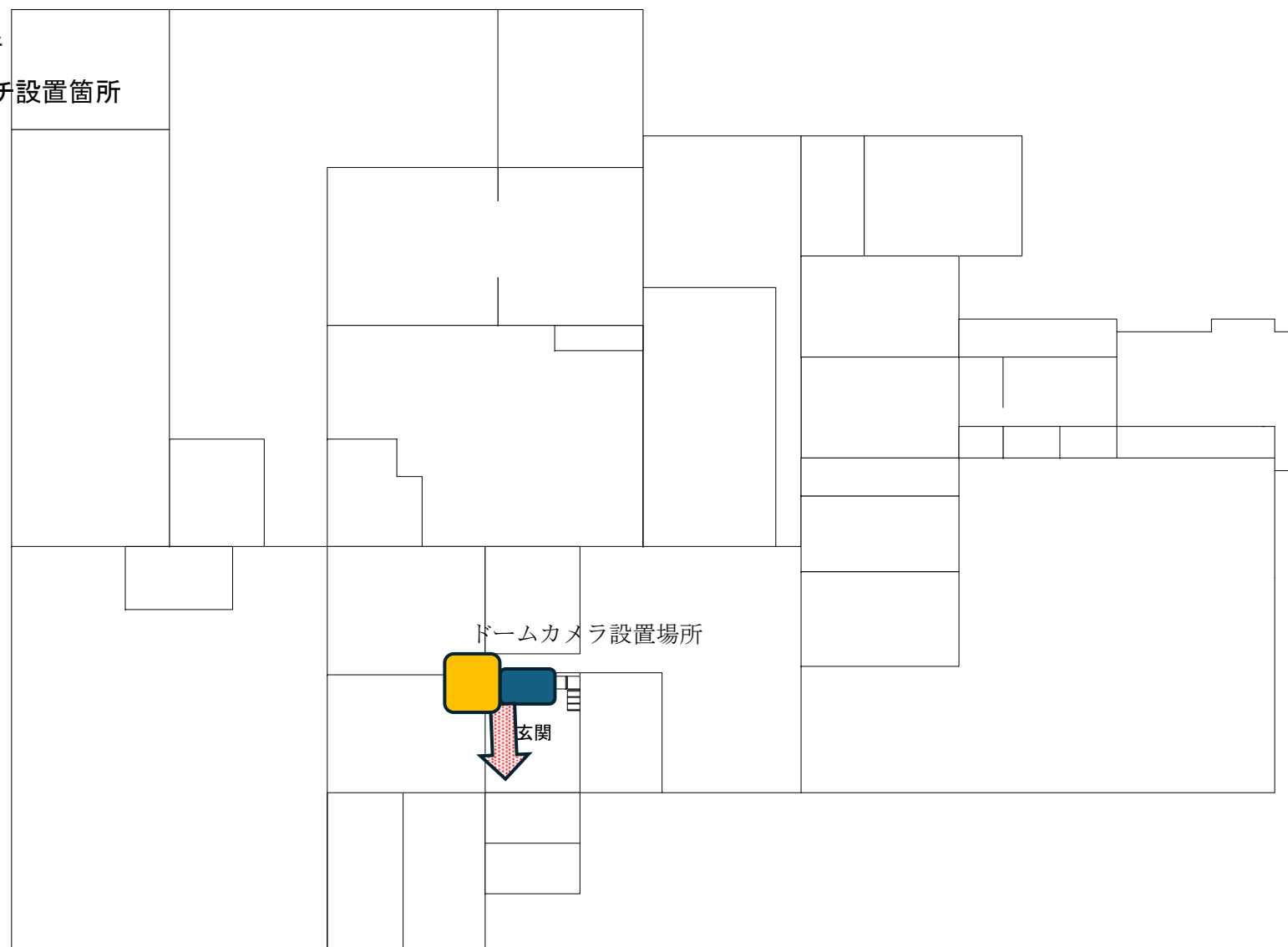
濃縮工学施設 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

➡ :カメラ画角



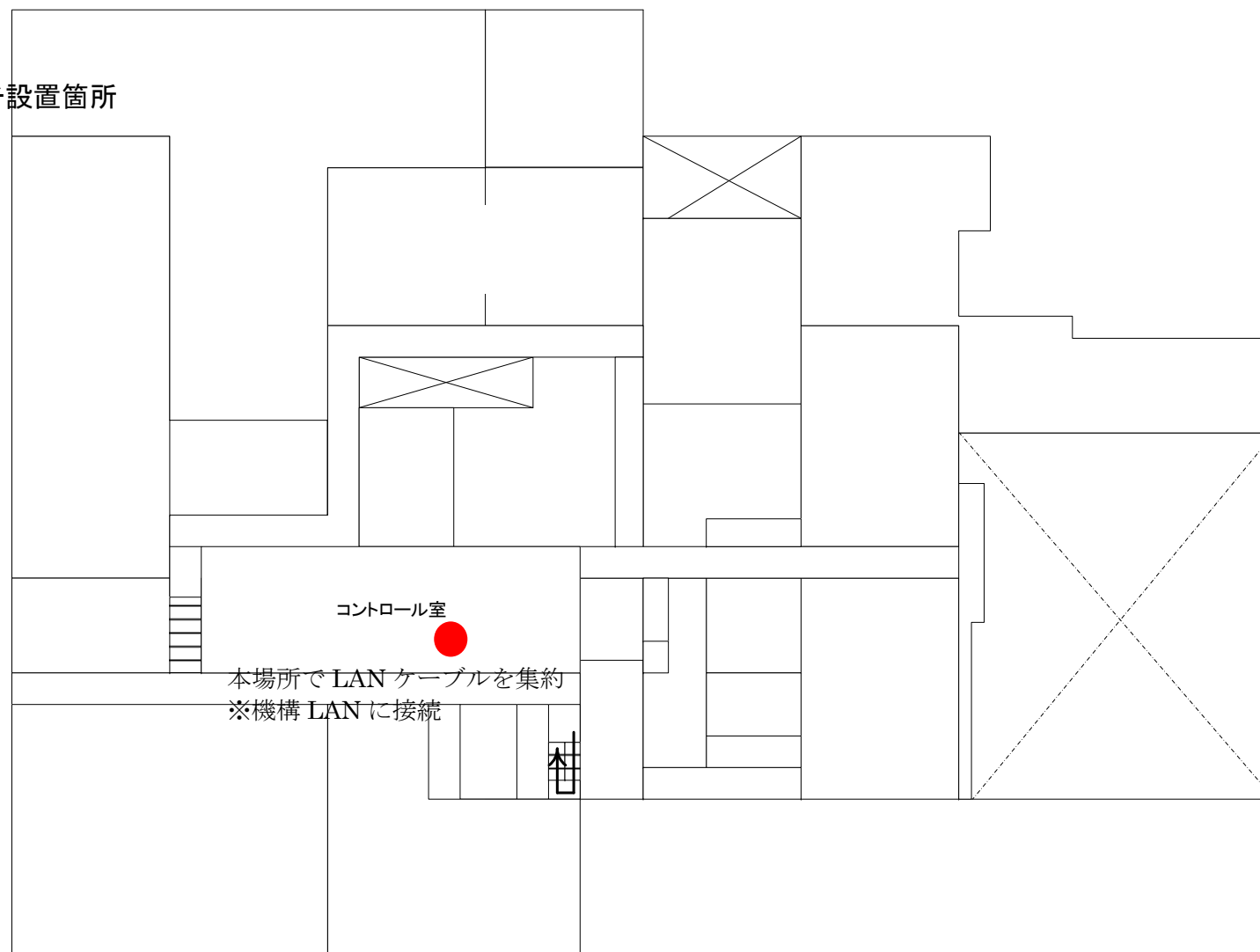
製錬転換施設 1 階 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

➡ :カメラ画角



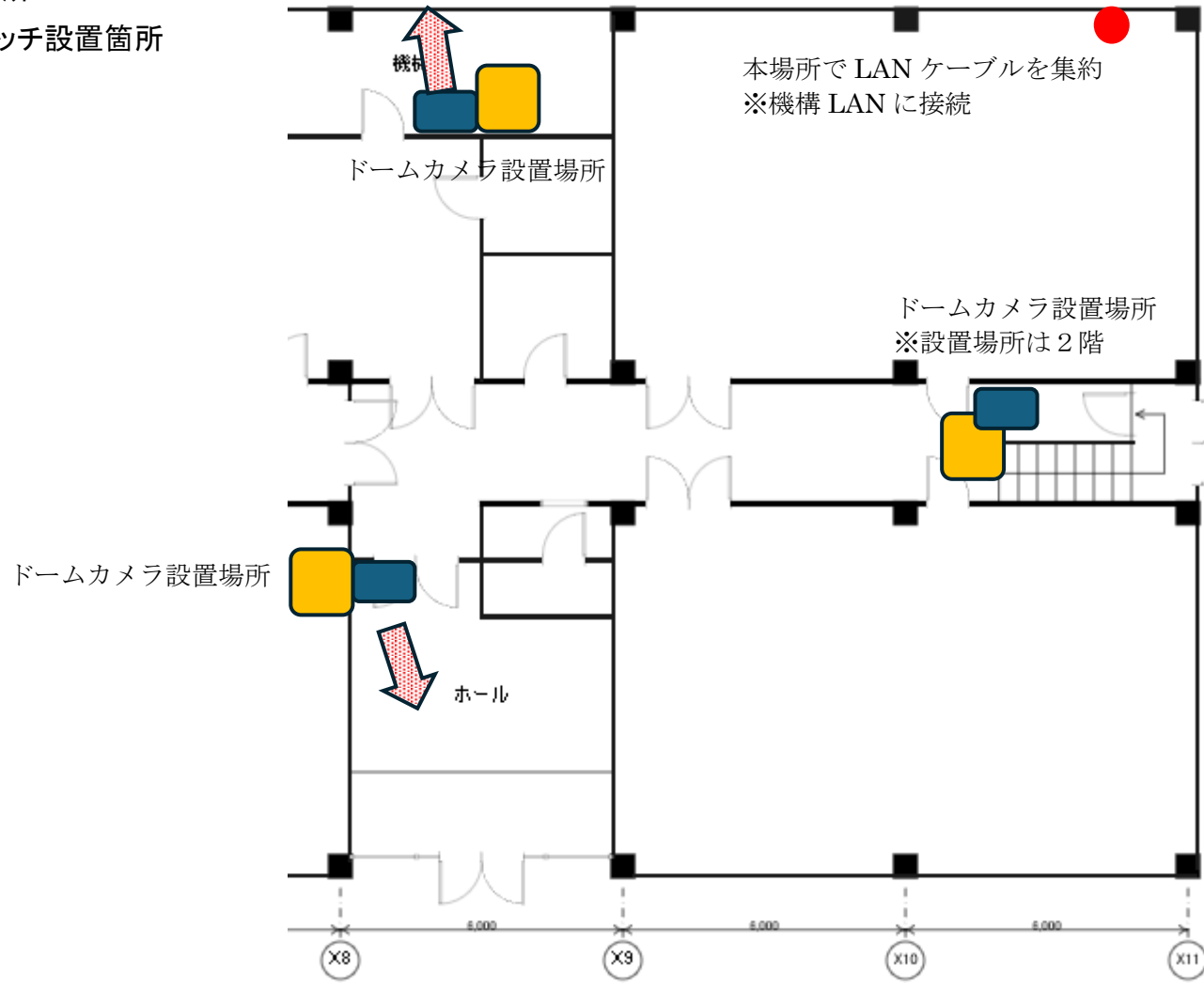
製鍊転換施設 2 階 設置図

凡例

■ :カメラ設置箇所

■ :スマートスイッチ設置箇所

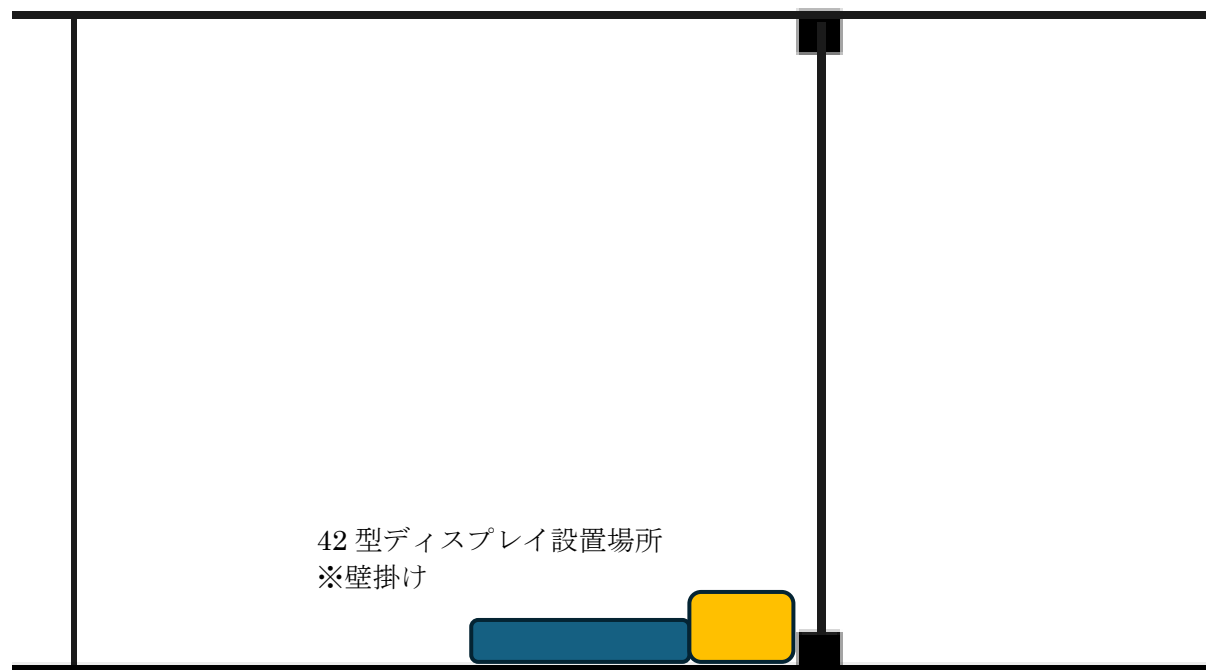
➡ :カメラ画角



開発試験棟 1 階及び 2 階 設置図

凡例

-  : ディスプレイ設置箇所
-  : PC、AIレコーダ、HDD設置箇所



正門警備所 設置図